

	問	答
1	感染症防止に資する衛生用品や備品とは具体的には何ですか。	マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差支えありません。 <u>ただし、食料品、感冒薬（風邪薬等）、単に劣化や故障などを理由とした備品等の買い替えや改修は対象外です。</u>
2	新しい生活様式への対応や第2波、第3波対策として必要な物品の購入経費とは何ですか。	例えば、子どもが密にならないように配慮するため、絵本・おもちゃやベビーカー・バギーの追加購入費など、今後、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続していくために必要な物品の購入にかかる経費とのことです。ただし、TVゲームや携帯ゲーム機及びゲームソフトは対象外です。 その他、職員のリモート環境を整備するためのパソコン、モニターやヘッドセット等の購入経費も対象になります。
3	令和元年度分の補助金で50万円の交付決定を受けている場合は、申請できますか。	「令和元年度分」としてすでに50万円の補助金額の交付（額の確定）を受けている場合は、「令和2年度分」については、「令和元年度分」と合算して50万円が上限となるため、申請することができません。「令和2年度追加分」については、「令和元年度分」に関わらず対象となるため、補助金を申請することができます。詳細な申請手続きについては、別途御案内します。
4	補助金の申請は施設単位ですか。法人でまとめて申請することは可能ですか。	原則、施設単位で申請してください。なお、「令和2年度分」については、「令和元年度分」と合算して50万円が補助金の上限額となるため、 <u>「令和元年度分」を法人単位で申請された場合のみ、法人単位で申請してください。</u>
5	いつ購入したものが対象ですか。令和元年度に購入したものは対象になりますか。	令和2年4月1日以降に発注・契約された物品等で、「令和2年度分」については12月31日まで、「令和2年度追加分」については3月31日までに納品・履行されたものが対象です。令和2年4月1日より前に発注・契約された物品等については対象外です。

6	<p>今後に向けて、どのような書類を準備すればいいですか。</p>	<p>実績報告書の提出時に添付が必要となりますので、領収書や納品書等の対象経費にかかる書類の整理を行ってください。書類は原本ではなく、写しの提出を依頼します。必要書類がない場合は、補助金の交付ができません。必ず保管しておくようにお願いします。</p>
7	<p>空気清浄機等のリース代は対象経費となりますか。</p>	<p>空気清浄機等のリース料金については、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が初めて確認された令和2年1月16日以降にコロナ対策として新たにリース契約をしたものに限り、4月1日またはそれ以降の履行開始日から12月31日までの期間の経費について対象となります。(1月15日以前からリース契約をしていた機器の今年度分のリース代は対象外です。)</p>
8	<p>施設内の消毒清掃を業者に委託した場合の委託料金は対象経費となりますか</p>	<p>施設の消毒、清掃を外注した場合の委託料金は、4月1日以降の契約で、12月31日までに履行が完了するものであれば対象経費となります。</p>
9	<p>今後、どのような手続きがありますか。また、スケジュールはどうなっていますか。</p>	<p>「令和2年度分」の今後のスケジュールは、「補助金の交付手続きについて」をご参照ください。なお、「令和2年度追加分」については10月頃に今後のスケジュールや申請手続き等を御案内できる見込みです。特に、「令和2年度分」の詳細については、厚生労働省や神奈川県から示される事業内容の詳細を踏まえる必要があるため、現在調整中です。決まり次第、別途御案内します。</p>
10	<p>保育スタッフを新たに雇用した場合や、従来からのスタッフが残業して消毒作業を行った場合の人件費は対象となりますか。 人材派遣を利用した場合はどうですか。</p>	<p>「令和2年度分」では、新たに雇用したスタッフの人件費、残業手当、人材派遣料は対象となりません。 「令和2年度追加分」ではかかり増し経費として人件費も対象となる見込みですが、対象範囲等は決定次第、御案内いたします。</p>